

○浦添市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月29日

規則第10号

改正 平成16年9月15日規則第15号

平成25年2月26日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第11号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して、政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付申請を行った会派の代表者は、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して、政務活動費変更交付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に、政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付月の5日までに、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。ただし、任期満了日の属する月の翌月については、速やかに提出するものとする。

(収支報告書の閲覧及び写しの送付)

第5条 条例第9条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日から起算して30日を経過した日の翌日から行うことができる。

2 前項の収支報告書の閲覧は、議会事務局長の指定する場所で行う。

3 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月15日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月26日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の浦添市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの規則による改正前の浦添市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

浦添市長 殿
(浦添市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名 印

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者 名
- 5 所 属 議 員 数 人(月1日現在)
- 6 交 付 申 請 額(年度分) 円

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

浦添市長 殿
(浦添市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名 団

政務活動費変更交付申請書

浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額(年度分)	円	円	

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

浦添市長 殿
(浦添市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名 印

会 派 解 散 届

浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

会 派 名
代表者氏名 殿

浦添市長 印

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額) 円

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

浦添市長 殿
(浦添市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名 印

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円
ただし、年 月分～ 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 人